

## 従業員×5万円の加算措置の対象イメージ

		令和3年4月1日～令和3年9月30日							
昭和…平成…	令和3年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
被保険者番号 1234-567890-1	昭和60年4月1日入社		4月30日退職						
被保険者番号 1234-567890-2			対象	5月1日入社			8月31日退職		
被保険者番号 1234-567890-3	昭和60年4月1日入社		3月31日退職						
被保険者番号 1234-567890-4						9月1日入社	対象	在職中	
被保険者番号 1234-567890-5							対象外	10月1日入社	在職中

5人中、3人が、令和3年4月～9月までに雇用されたことになりませんが、雇用保険被保険者番号・氏名が分かる書類のコピーが用意できないと、人数にカウントされません。

